

○国土交通省告示第千五十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十一の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障のない構造方法を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二百二十九条の十一の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を次のように定める。

第一 令第二百二十九条の十第三項第一号の規定を適用しないことにつき安全装置について安全上支障がない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号に掲げるものとする。

一 物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤（かごの昇降の操作を行う装置並びにかご及び昇降路の出入口の戸を閉じる装置に限る。以下同じ。）を設置するものである

ること。

二 かご内に人が出入りすることのできないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。

第二 令第二百二十九条の十第三項第二号及び第三号の規定を適用しないことにつき安全装置について安全上支障がない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤を設置するものであること。
- 二 かご内に人が乗り昇降できないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。